

菊池市副業人材活用マッチング事業費補助金 申請要領

【申請受付期間】

- ・ 令和8年4月1日（水）～ 令和9年2月26日（金）
- ・ 予算上限に達した場合、期間内であっても受付を終了する場合があります。

【提出・問い合わせ先】

菊池市役所 経済部 商工振興課

- 住 所 : 〒861-1392 菊池市隈府 888 番地
- 電 話 : 0968-36-9720（直通）
- F A X : 0968-25-1123
- 受付時間 : 9:00～17:00／月～金曜日（閉庁日を除く）

【その他】

- ・ 本申請要領のほか、菊池市副業人材活用マッチング事業費補助金交付要綱等を、菊池市ホームページに掲載していますのでご参照ください。

菊池市

1. 事業の目的

この補助金は、副業人材を活用して、成長戦略の実現、経営課題の解決等の新たな取組を行う市内事業者に対し、補助金を交付することにより、経営活動の支援を図ることを目的とします。

2. 用語の定義

副業人材…市内事業者の成長戦略の実現、経営課題の解決等に対応できる専門的かつ高度な技能を保有し、主とする労働以外の時間を活用して、委託業務に従事する者をいう。

副業マッチング支援企業等…市内事業者が副業人材の活用を円滑に進めるための人材募集、紹介及び支援の事業を行う企業又は団体をいう。

3. 補助対象者

本補助金の交付申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、次の全ての要件に該当することが必要です。

- (1) 市内に主たる事業所を有する者で、市が実施する副業人材の活用状況及び成果に関する調査並びに市内事業者の副業人材の活用促進の取組に協力できる者
- (2) 市税に未納がない者
- (3) 政治活動若しくは宗教活動を目的とした組織又は団体でない者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業所を営む者でない者
- (5) 菊池市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でない者

4. 補助額・補助率・補助対象経費・補助対象事業

【1. 補助額】

- (1) 1事業者につき補助対象経費の3分の2以内で上限20万円（1,000円未満切捨て）となります。
- (2) 補助金の交付は、1事業者につき1回限りとなります。
- (3) 前項の規定にかかわらず、1月当たりの補助金の額は4万円を上限となります。

【2. 補助率】

補助対象経費の3分の2以内

【3. 補助対象経費】

補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る経費のうち、次に掲げるものとなります。

ただし、国、県その他公共団体等から補助金を受けるときは、その額を補助対象経費から控除するものとします。

- (1) 副業人材に支払う報酬又は委託料（旅費等を除く。）
- (2) 副業マッチング支援企業等に支払う委託料及び手数料（募集のための登録料等を除く。）

【4. 補助対象事業】

補助対象者が成長戦略の実現及び経営課題を解決等する新たな取組を実施するため、副業人材、副業マッチング支援企業等と契約を締結し、副業人材を活用した取組を行う事業とします。

5. 申請方法等

【1. 申請方法】

平日 9 時～17 時までに菊池市役所経済部商工振興課へ、提出書類を揃えてご提出ください。
(土日祝の閉庁日除く。)

- ・住所 : 〒861-1392 菊池市隈府 888 番地
- ・電話 : 0968-36-9720 (直通)

【2. 提出書類】

補助金の交付を受けようとする事業者は、以下の書類を提出してください。

- (1) 補助金等交付申請書 (規則様式第 1 号の 1)
- (2) 事業計画書 (様式第 1 号)
- (2) 事業収支予算書 (規則様式第 1 号の 2)
- (3) 業務委託契約書等の写し
- (4) 未納がない証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

6. 実績報告・補助金の支払い

【1. 実績報告】

- (1) 実績報告書提出 : 補助事業等が完了し、30 日以内に実績報告書を提出する必要があります。

【2. 提出書類】

- (1) 補助事業実績報告書 (規則様式第 5 号の 1)
- (2) 事業実績概要書 (様式第 2 号)
- (3) 事業収支決算書 (規則様式第 5 号の 2)
- (4) 補助対象経費を支払ったことが分かる書類 (領収書等) の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

7. その他

1. 同一内容の事業について、国が実施する持続化補助金やその他の補助金と重複して本補助金を受け取ることはできません。
2. 補助金交付の目的に従って補助事業を行ってください。
3. 虚偽申請、不正受給等が認められる場合は、交付決定取消や交付済補助金の返還を求める場合があります。

8. 補助金のスキーム

